

農地の貸し借りに注意してください!

農地は売買する場合だけでなく、貸し借り(無償の場合も含む)する場合も、事前に農地法に基づく許可を取らなければいけません。

許可なく転用した場合や、許可は取ったが計画通りに使用されていない場合、農地法に違反することとなり、厳しい罰則が課されます。(農地法第51条)

- (1) 原状回復その他の違反行為の是正措置が命じられる
- (2) 懲役または罰金が課される

使用者だけでなく、**土地の所有者(貸した方)**や**施工した業者**も罰則の対象となります。ご注意ください。

(農地法違反となる事例)

資材置場や駐車場として借りたいとの申し出があり、

- ① 許可をとらずに、当事者同士で合意し使用した。
- ② 許可はとったが、産業廃棄物を置くなど計画と異なる使用をした。



【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281

ツルヒヨドリに注意

西原町でも確認されました



ツルヒヨドリは、驚異的な繁殖力を持ったつる性の植物です。一つの株を放っておくと、一年間で25m四方に広がってしまうため、農作物にも大きな被害を及ぼす可能性があります。見つけたらすぐに防除が必要です。(防除費用の負担を求められる場合があります)

見つけたらどうすればいいの?

- 根や茎を残すと簡単に再生するので、丁寧に抜き取ってください。
- 種がついている場合は、飛び散らないよう種を先に取り除き、土砂も移さないよう注意が必要です。

※詳細は西原町ホームページ(トップページ→新着情報)または、下記にお問い合わせください。



参考資料 環境省 那覇自然環境事務所「特定外来生物 ツルヒヨドリ」パンフレット(奄美・沖縄版)

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

断熱防水 断熱塗装

コンクリート補修

サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2
TEL.882-9155

西原町補助金制度
省エネ工事・最高20万円

お見積り無料

お気軽にお電話下さい!

☎0120-882-916



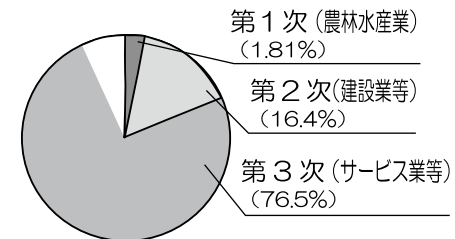
観光と農業のにぎわい⑳

～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～

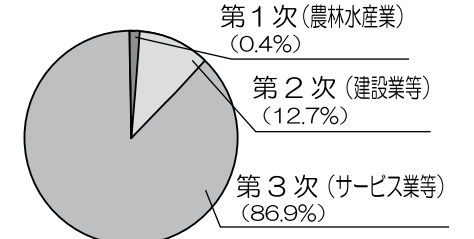
今月は、第1次産業の重要性について説明します。

本町の産業就業構造及び町内総生産は、第3次産業に偏り、第1次産業の割合は低くなっています。その主な要因は農業従事者の高齢化や都市化に伴う農地の減少、一部地域の基盤整備の遅れなどです。

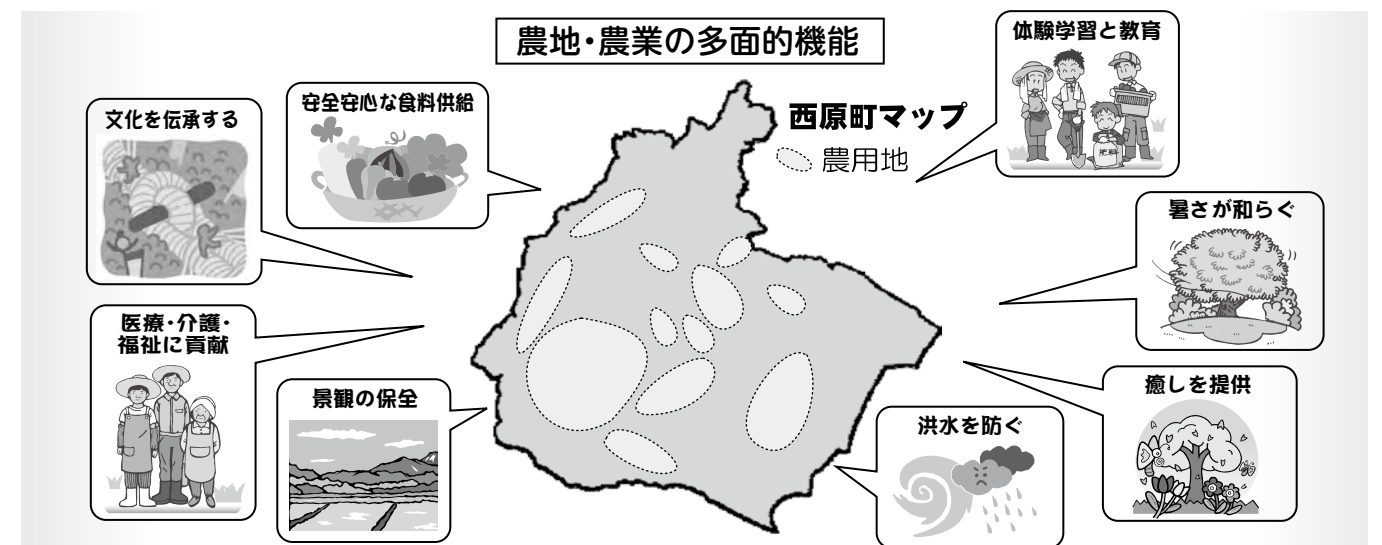
産業就業構造 (H27 国勢調査)



町内総生産 (H25年度)



農業は生きる根幹である食材を育む重要な産業で「生命産業」とも言われ、さらに、農地・農業は多面的機能を有することから「農用地は公共の資源」とも言われています。



また、本町の森林原野は、国土保全、生物多様性の保全、防風、生活環境保全等といった多様な機能を有し、農地保全にも大きな役割を果たしています。

本町の総面積のうち、農用地と森林原野の割合は約5割であり、これらの公共資源の保全は、天候に左右され、厳しい環境の中で農業を営む方々や、森林原野の保全に協力する地権者の方々に支えられており、農地・農業の多面的機能は、町民全員が恩恵を受けるものであります。

よって、本町では、今後とも第1次産業の振興に努めて、農商工のバランスの取れた産業就業構造を目指し、まちづくりを進めていきます。

【お問い合わせ】 建設部 産業観光課 農地農政係 ☎945-4540



糸数会長(写真左から2番目)

小波津区 まちの話題
ふるさと百選に認定
小波津区自治会(糸数孝吉会長)が農林水産業の魅力あふれるふるさとづくりに取り組む団体として、沖縄県から「沖縄、ふるさと百選」に認定されました。
このたびの認定は、小波津区が伝統的な農村集落の形態を維持していること、綱引きや獅子舞、棒術などの伝統文化の継承、区独自の慰霊祭やジャガイモスープなど地域行事をとおしたふるさとづくりに取り組んでいることが評価されたものです。
糸数会長は「認定を励みに、今後とも区民全員で伸びゆく小波津にしていきたいです」と抱負を述べました。